

「物々しさ」の機能  
 ちょっとコンビニまで買い物に出かけようと、サンダルを突っかかたところではと気づく。「あ、マスク忘れた」。

事務文書の世界はこれとは正反対である。冷たい居心地の悪さが私たちを苦しめる。デイケンズの『荒涼館』にはじつと冷たいイメージが頻出した。霧、湿気、悪天候、ぬかるみ、混沌として居心地の悪い暗い部屋、愛想のない人、延々と続く煩瑣な手続き。そこではやさしさも温もりも欠如し、すべてがぎすぎすざらざらして、先が見通せない。先に立つのは辛さや不愉快さで、不幸や死の予感も充満している。

しかし、事務に依存した世界で生きる以上、荒涼としたものや、圧迫的なものを完全に避けるのは難しい。いや、それだけではない。すでに何度も見てきたように本当の問題は、私たちが嫌々事務と付き合っているようで、実は事務に魅せられてもいることなのである。荒涼とした文言に、ついても同じである。これまで潜在的な事務愛をいろいろなところを確認してきたが、事務文書ならではの冷たさへの執着もそうしたものの一つに数えることができる。今回は、感情的な意味での寒々しさに私たちがどのように囚われているのか、考えてみたい。

「物々しさ」の機能

同じくマスクの使用にかかわる言葉でも、「あ、マスク忘れた」と「個人の基本的な感染予防対策は「……」マスクの適切な着用、手洗いなどが有効とされており、このこととはデルタ株についても同様である」では大きく異なる。

この三年ほど、誰もが経験してきたあまりに日常的なひとコマだ。それ以前にはほとんど想像もしなかった事態なのに、今、私たちはすっかりこうした状況に慣れてしまった。ああ、マスクのある日常だな、という気分になる。しかし、このような弛緩した日常らしさの大元にあるのは、実は「あ、マスク忘れた」とか「もうマスクはいらないかな？」といった言葉そのものでもある。言葉は言葉にすぎない。しかし、言葉には魂が宿る。

たとえば同じような状況が、次のような事務的な文言で語られたらどうだろう。

個人の基本的な感染予防対策は、変異株であつても、3密（密集・密接・密閉）や特にリスクの高い5つの場面の回避、マスクの適切な着用、手洗いなどが有効とされており、このことはデルタ株についても同様である。このため、衛生管理マニュアルの内容に従って感染症対策を行うことにより、学校内で感染が大きく広がるリスクを下げる可以考虑されることがあること、改めて内容の確認と徹底を図ること。

gunzou. 2023.3

題名	事務に狂う人々		
筆者	阿部公彦		
No.	10.	副題	事務の「感情」を考ふる
備考			



事務の嫌な冷たさ

事務の世界では嘆きや怒り、ましてや笑いといった要素は入りにくい。議事録にも（笑）といった記述はまず入らないだろう。従って連載第二回に掲載したリストでも、事務の特徴として「感情の抑圧」をあげてある。

しかし、事務はほんとうに無感情なのだろうか。事務の世界には特有の口調や態度がある。とりわけ事務文書には、独特な頑なさがある。つじつまはあっている、それを読み手にわからせようという気配があまりなく、意味がとりづらい。居丈高で問答無用。こちらを寄せ付けない防御性がしつかり保たれており、硬く、冷たく、愛嬌も愛想もない。ここまでくると感情の抑圧が、かえってある種の感情の誘発につながりそうにも思える。少なくとも、人は事務的なものに何らかの印象を持ち、そこでは何らかの気持ちが生ずる。

とくに重要なのは、私たちが事務文書の風情に荒涼としたものを感じるということだ。現代人の価値観からすると、これはもつとも呪わしいものかもしれない。私たちはやさしさや温もりをかけがえないものと考え、人間らしさといったものを話題にするとき、まず思い浮かぶのはこちらをゆつたりさせる暖かい人間関係であり、それを可能にする環境である。これらをベースにした心地良さが私たちの幸福の拠り所となってきた。

言葉次第で、世界の現れ方や受け止め方はまるで変わってくる。

まだ新型コロナウイルスが科学的にほとんど解明されておらず、ワクチンもなく、ウイルスに感染したらたちまち死んでしまうのではないかと、多くの人が恐怖感をいだいていたときには「衛生管理マニュアルの内容に従って感染症対策を行うことにより、学校内で感染が大きく広がるリスクを下げる事ができる」といった文言には迫真性があり、その「物々しさ」は適切と感じられただろう。しかし、今やこうした文言の、どこかバランスを欠いた硬直性が目立ち始めた。それは世界の感じられ方が変わってきたからだ。

「物々しさ」には事務の特質と役割がよく出ている。事務の仕事は第一に、世界に対処するための枠組みを提供することにある。事務のおかげで私たちは、世界や人生をまるで書類を分類するように素早く、安定的に、かつ安全に扱うことができる。それに加えて事務には、世界の感じられ方を変える力がある。事務の本領は、むしろそこにあるのかも知れない。事務は私たちの感情に影響を与え、ときにはコントロールしさえする。

「事件」をどう語るか

あらためて事務が私たちにもたらす「冷ややかさ」の意

ないXさんに対し職権を発動して制裁を科すことになる。しかし、Xさんは抵抗。出来事は複雑化した。

実はこの事件は、君嶋護男『ハラスメント裁判例77』にあげられた、現実起きたハラスメント事例の一つである。君嶋による概要説明は次のようになっている。

X（原告）は、Y（被告）が経営する社会保険事務所（本件事務所）に勤務していたところ、平成28年5月、給湯室において、従業員Zが漂白剤入りの桶につきまづき、衣服を汚損する事件（桶事件）が発生した。当日桶に手を触れた者はXのみだとしてYがXと面談したところ、Xは、桶はシンクに置いた旨回答し、その旨願末書に記載した。

これがXさん、Yさん、Zさんの会話として先に示した部分をまとめて記述した箇所である。その後のXさんの抵抗、Yさんの制裁、Xさんの反発といった流れは次のようにまとめられている。

Yは7名の従業員同席の下、床に桶を置いたのはX以外にないとXを執拗に迫及したが、Xがこれを否定したため、YはXをセミナー業務及び就業規則の新規作成業務から外した。

Yは、同年6月1日、全従業員の前で、桶事件につ

味を考えてみよう。冒頭でも触れたように、私たちが日常生活に求めるのは「やさしさ」や「温もり」に根ざした快適さである。しかし、世界を整理しようとするとき、あるいは世界を正確にコントロールしようとするとき、「やさしさ」や「温もり」だけでは十分ではない。むしろ、「冷ややかなもの」が力を発揮する。

私たちがどのように事務文書の力を活用するかを確認するために、具体的な例を見てみよう。これはある事務所の給湯室で実際に起きた出来事で、後に「桶事件」と呼ばれることになる事例である。かかわったのは主にXさん、Yさん、Zさんの三人である。

Zさん「こんなところに桶置いたの誰？ さつき上着に、桶の中の水がかかっちゃってさ。しかも変色したみたいなんだけど。漂白剤でも入ってた？」

Yさん「なんだ、それ。Xがやったのか？」

Xさん「桶はシンクに置きましたよ。床には置いていません」

Xさん、Yさん、Zさんの間でこんな会話がかわされた。一見些細なことに思えるが、どうもこれだけではすまなかつたようだ。この後、「Xさんが漂白剤の入った桶をどこに置いたか？」をめぐる、事務所内では意見が対立し、紛糾した。結局、所長のYさんがなかなか態度を変え

いてXに懲戒処分をすること、Xの言動等（上司に対する言い訳や反抗的な態度、同僚に対する非協力的な言動や他人を不快にさせる言動）について指導改善を行うことを告げ、6カ月間昇給停止、賞与不支給とした。Xは、同月6日体調不良により欠勤し、Yは同月9日、Xが始末書を提出しないこと等を理由に改善指導書の提出を再度求めた。Xはこれを提出したが、指摘された多数の事例について、自分に問題があったとの評価は当たらない旨記載されていた。Xは同年7月に退職したが、Yによる桶事件の自白強要、村八分などを主張し、Yに対し、慰謝料200万円、逸失利益104万円余（再就職までの賃金額）、弁護士費用30万円余を請求した。

これが「桶事件」の全容である。すでに触れたとおり、概要説明は著者の君嶋によるものをそのまま引用したが、最初にあげた具体的なやり取りは、君嶋の概要説明から私が仮構したものである。

この概要説明を見ただけでもわかるのは、事務の枠で語られた現実には特有の気配が漂うということである。マスク着用をめぐる文科省の文書と同じで、私たちがふだん知っている日常世界が、見違えるほど荒涼としたものになる。漂白剤を入れた容器が何らかの不都合を引き起こすといった事例が起きること自体は想像しにくいことではない

し、その状況も、私が示したような会話とびたりと重なるかどうかはともかく、ごくありふれた日常風景の「コマ」として思い描くことができる。しかし、ひとたび「X（原告）は、Y（被告）が経営する社会保険事務所（本件事務所）に勤務していたところ、平成28年5月、給湯室において、従業員Zが漂白剤入りの桶につまずき、衣服を汚損する事件（桶事件）が発生した」といった物々しい文言に置き換えられると、それまでにはなかった風情が生まれる。その呼び水となるのが事務的な文書の生み出す冷たさなのである。

この「風情」について考察する前に、後でさらに生じた「書き換え」を参照しておこう。「桶事件」はその後、東京地裁でハラスメント案件として争われ、判決が下されている。その判決要旨の冒頭部は次のような記述になっている。

桶事件当日は、XとZの出入りが特に多く、男性従業員が給湯室に入った可能性も排除されないから、Xを桶事件の犯人と断定することは困難である。本件懲戒処分は「譴責」であり、Xに与える不利益の程度は比較的小さいが、将来の昇給・昇格等に不利益が生じる可能性があり、また、桶事件は比較的軽微な事件であって、企業秩序に多大な影響を与えるものとは認め難いから、本件懲戒処分は無効である。

そういうわけで私たちの多くはこうした事例を扱う場合には、納得した上で事務文書ならではの強面さと付き合うことになる。しかし、こうした文書は私たちが意識する以上の作用を私たちに及ぼす。何より興味深いのは、事務文書とそうではない言葉との間に生ずる「落差」である。すでに例として示したように、この「桶事件」はもともと日常的なやり取りの中で生じた出来事だ。Xさん、Yさん、Zさんの間の会話は、ごくふつうのやり取りとして行われた。心理的にはわだかまりや不満が伴っていたかもしれないにせよ、はじめから物々しい、荘厳なものとして行われたわけではない。判決要旨に見られるような「桶事件の犯人」とか「比較的軽微な事件」といった言い回しもあくまで裁判という場だから使われるもので、会話の中で意識されたものとは考えにくい。概要説明や判決要旨は元にある「言葉の現実」に解釈を加えた上で、変換・加工したもののなのである。

しかし、興味深いのは私たちの心が、こうした変換と加工を通して生ずる「落差」によって大きく動かされるといふことである。文章の風情が一変したとき、その変化によって「何かが決定的に変わってしまった」という切実な気分が生み出される。

ここで変わるのはいったい何なのだろう。まず第一に確認できるのは、原告であるXさんの、「非常に不愉快な圧迫を受けた」という強い被害の実感である。だからこそ、

Xとの面談において、Yは従業員同席の下、約1時間15分もの長時間にわたりXを執拗に追及し、出席した従業員にも同様の認識である旨発言させた、最後には従来のような働き方は難しい旨告げており、かかるYの対応は社会的相当性を逸脱し、不法行為を構成する<sup>4</sup>。

ここにもまた、概要説明とよく似た文章の「風情」があるのが見て取れる。言うまでもなく、温もりややさしさはない。冷たく、硬い。そうした冷たさや硬さこそが、裁判にかかわる文言には求められるのだろう。そこによけいな温かみややさしさが紛れれば、むしろ不自然に感じられる。私たちがこうした文脈で求めるのは、正確さや妥協のない真実の追求であり、正義なのである。そのためには、厳しく対立関係を精査し、「どの程度責任がある」「には責任はない」といったことを明確に示す必要がある。従って、ときには攻撃的と思えるほどの訴追的な姿勢をとる必要も出てくるだろう。温もりや平安を求める現代人といえども、ときには正義を守るべく毅然とした態度をとることになる。裁判の判決要旨や、その背景の説明文にはそうした理念や姿勢が乗り移っている。

#### 「落差」の詩学

Xさんはこの「桶事件」について弁護士と相談し、法廷に持ち込むことにした。他方で、所長であるYさんの側は、「それはハラスメントではない。まったく正当な処置だった」という構えに出た。そこには訴えに徹底的に抵抗しようとする強い意志が感じられる。いずれにしても、双方に差し迫った必要があり、その結果として、現実が荒涼とした文言に変換され、正確な検証を踏まえた上で正義が追求されることとなった。

そういう意味では、これらの「変換」と「落差」は、何よりも「何かが起きた！」というただならぬ緊張感を反映している。事態は変わってしまったのだ。日常が「事件化」してしまった。そして、この認識が文章の形に反映されることで、さまざまな感情も伴う。たとえば怒り。恐怖。絶望。と同時に、介入を寄せ付けない文言の硬さには、深い意味での諦観や虚無感、さらには寂寥感のようなものも感じ取れる。こうした感情は、私たちが常日頃「これこそが、最終的にはほんとうの世界のあり方なのか」と薄々恐れ、かつ期待もしているある種の事態の到来を感じさせる。どんなにやさしい温もりに満ちていても、いつかは壊されたり、失われたりする。そこにはより荘厳な現実が待っているのだ。私たちはずっと前からこの現実のことは知っている。つかの間、忘れていただけだ。だから、この冷たい事務文書を通してあらためて突きつけられる世界の相貌には、どこか恐ろしいけれど懐かしくもあるもの、